

4 志 賀 昇 議 員

- 1 財政運営について
- 2 水産振興について
- 3 町有地の管理について



1 財政運営について

町の経済は物価高騰や働き方改革、少子高齢化等に伴う労働人口の不足さらにはデジタル化の進展など大きく変化する中で、地域経済はエネルギー価格や原材料の高騰が長期化し厳しい状況であります。

こうした中において町では財政の安定化を実現するため、ふるさと納税等の財源を有効的に活用するほか、新たな歳入の確保に取り組もうとしておりますので、次の点についてお伺いいたします。

一項目は、町有財産の有効活用と未利用地財産処分による自主財源の確保を積極的に進めるとしてありますが、その取り組み状況についてお伺いいたします。

二項目は、財源確保の取り組みで、ふるさと納税は主力となる水産加工品を中心に、寄附件数・寄附金額が共に伸びております。また、昨年から着手した、クラウドファンディング型ふるさと納税を含め引き続き関係人口の創出拡大や返礼品の充実を図りながら納税先自治体として選ばれるよう努めるとしてありますが、その取り組み状況をお伺いいたします。

三項目は、企業版ふるさと納税につきましては、町と縁のある町外企業へ積極的なアプローチに努め企業の皆様に検討活用していただけるよう、効果的な情報発信に取り組むとしてありますが、その取り組み状況についてお伺いいたします。

四項目は、義務教育学校の着手に伴い、令和5年度より工事発注が進められております。発注後の物価高騰など工事請負金額の増嵩、更には、令和8年4月開校を目指して、備品購入等も最終決定されております。全体的に最終事業費が決定されたと思われます。町財政の中長期財政見通しを示すべきと思われますのでお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、町有財産の有効活用と未利用地財産処分による自主財源確保の取り組み状況についてであります。

町では、自主財源確保の1つとして、未利用の町有財産の処分を進めており、令和5年度から令和6年度にかけては、町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき、東相生団地跡地の宅地分譲を行い、個人住宅向け6区画、社会福祉法人の職員宿舍用地として1区画、集合住宅用地として1区画の計8区画を売却し、合わせて1,915万円の売却収入を確保したところであります。

今年度においては、昨年度に除却した島野B団地の跡地について、民間事業者からの問い合わせや購入希望等の意向を受けており、今後、分筆測量を行ったうえ、10月を目途に一般競争入札により、跡地の一部を売却する予定であります。

現在、町内においては、宿泊施設やアパート等の集合住宅が不足している状態が続いており、今後もそれら施設の建設が増えることが予想され、町に対しても遊休地に対する問い合わせが多数あることから、町としても宅地の需要が高い今が遊休町有地の処分に向けた商機と捉えており、現在、大浜地区の遊休地についても、売却に向けた準備を進めているところであります。

いずれにしましても、人口減少に伴い町税等の歳入の減少が見込まれる中、地方交付税に依存しない財政の安定化を実現するため、今後も、宅地等のニーズを把握しながら、計画的かつ有効的な未利用町有地の活用・処分に努めてまいります。

2 項めは、ふるさと納税の取組状況についてであります。

ふるさと納税の取組状況につきましては、これまで主力である水産加工品の塩数の子や、海洋深層水を利用した化粧品のほか、クラウドファンディング型ふるさと納税を含めた引退した競走馬への支援などにより、令和5年度、令和6年度ともに、寄附金額では対前年比で40%前後の伸び率となったところであります。

本年度は、味付け数の子の徹底したマーケティング調査とブラッシュアップを実施しており、事業者や委託業者と連携しながら、味付け数の子の市場でトップシェアを目指した商品開発を進めているところであります。また、納税者の選択肢を広げるため、返礼品数は、新たな商品開発に加え、既存商品の数量の種類を増やしたことなどにより、令和6年度末の返礼品数135種類から現時点で226種類となっております。

いずれにしましても、安定的な財政運営を進めるうえで、ふるさと納税は本町にとって非常に重要な財源となっていることから、委託事業者等と連携し、納税先の自治体として選ばれるよう戦略的に取り組んでまいります。

3 項めは、企業版ふるさと納税の取組状況についてであります。

企業版ふるさと納税の取組状況につきましては、これまで、企業版ふるさと納税業務支援サービスの活用のほか、町やほっかいどう応援団会議のホームページ、また、企業版ふるさと納税のポータルサイトを活用し、周知を図ってきたところであり、令和6年度までの寄附件数は23件、寄附金額は1,450万円となっております。

本年度の具体的な取組としましては、企業版ふるさと納税業務支援サービスを継続し、寄附見込み企業に対するPRを行うほか、町やほっかいどう応援団

会議などのホームページ及びリーフレットを活用し、寄附対象事業の周知を図っているところであります。

4 項めは、町財政の中長期財政見通しを示すべきについてであります。

今年度が最終年度となり全体事業費が固まりつつある義務教育学校整備事業は、当初から現時点までの間に全体事業費が約 19 億円増えておりますが、これまで、事業の進捗とともに、財政運営への影響を把握する指標として、町の中長期財政見通しを活用してきたところであります。

中長期財政見通しは、見通し期間中は 2 年に 1 度、見直しをすることとし、令和 5 年 7 月に 1 回目の改訂を行っており、前回の見直しから 2 年が経過する今年度においては、義務教育学校整備事業の直近数値への更新を行うことにより、最終年度の事業執行や起債償還などの今後の財政運営への影響についての最終確認を行うこととしております。

いずれにしましても、中長期財政見通しは、財政計画としての性質ではないものの、その時々の世界情勢や経済情勢による影響を的確に反映し、財政状況を把握する実効性の高い指標として、今後においても適宜更新を行いながら、有効に活用してまいります。

2 水産振興について

岩内町の水産業を取り巻く現状は、気象や海洋環境の変化等による、漁業生産への影響・資材価格高騰・国内外の消費流通構造の変化、漁業生産体制の脆弱化など、経営環境は一層厳しさを増し、地域経済へ深刻な影響をもたらしている。こうした中、町では種々の水産振興に取り組まれておりますので、次の点についてお伺いいたします。

一項目めは、漁業経営の変化に対して、いわゆる育てる漁業への転換に取り組まれている中で、特にカキ養殖事業及びサーモン・ニシン放流事業並びにトラウトサーモン海中養殖試験の成果と今後の方向性について、町の見解をお伺いいたします。

二項目めは、深層水を活用した、大和地区の水中荷捌施設の現状と今後の取り組み状況をお伺いいたします。

三項目めは、育てる漁業の取り組みとして、鉄鋼スラグを活用した藻場再生、海の森づくりは全国21ヶ所で実証試験が開始されております。町でも近年浅海漁業の生産高の減少を鑑みた場合、藻場再生に取り組むべきと思われますが、町の見解をお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、育てる漁業への転換に取り組まれている中で、特にカキ養殖事業及びサケ・ニシン放流事業並びにトラウトサーモン海中養殖試験の成果と今後の方向性についてであります。

カキ養殖事業については、前浜の漁獲低迷などの打開策のひとつとして、岩内郡漁業協同組合が事業主体となり、事業化を目指し、令和2年度から3年間の試験事業として開始され、令和4年度に初水揚げが行われ、その後も事業が継続されております。

この水揚げ時には、後志地区水産技術普及指導所による生育調査を毎年行っておりませんが、いずれの年も順調な生育状況が確認され、特に今年の生育状況については、近隣海域の中でも最も良好であったと伺っております。

しかしながら、冬期間の時化などによる滑落対策、水揚げ時期の作業体制の確立や販路開拓などの課題もあると伺っておりますので、町としましては、今後も引き続き、後志地区水産技術普及指導所などの関係機関とともに、本格的な事業化に向けた支援に努めてまいります。

次に、トラウトサーモン海面養殖試験についてですが、令和3年2月に青森県の株式会社オカムラ食品工業並びに日本サーモンファーム株式会社と締結した包括連携協定に基づき、北海道の厳冬期における養殖試験として、旧フェリー一埠頭東外防波堤の港湾内で、直径20m、深さ4mの生け簀1基を使用し、令和4年12月から開始したところであります。

これまで、生け簀の設置や水揚げ、自動給餌器に餌を補給する作業などにおいて、地元漁業者や水産加工業者などとの関わりがもたれ、体制整備が図られてきたほか、3年目となる本年6月の水揚げでは、1尾あたりの平均重量や生残率がこれまでで一番良い結果となったところであります。

また、水揚げした成魚については、町内の飲食店での提供が拡大してきているほか、札幌市の市場などにおいて北海道岩内サーモンとして高評価を得ていると伺っております。

今後の計画としては、試験期間終了後も引き続き、株式会社オカムラ食品工業並びに日本サーモンファーム株式会社と連携しながら、海面養殖に取り組むとともに、当地域でふ化から中間養殖・成魚養殖の一連の事業が実施されるよう、現在着工中である陸上ふ化中間養殖施設の令和8年度中の稼働を目指して関連施設の整備を進めながら、今後の事業展開の拡大を視野に、様々な可能性を探っていきたいと考えております。

次に、サケ・ニシンの稚魚放流についてですが、ニシン稚魚放流事業は、平成20年度に北海道が事業主体となり、泊村の堀株海水浴場を放流場所として、稚魚30万尾の放流からスタートし、平成26年度から現在の5町村4漁協で構成する、後志南部地域ニシン資源対策協議会が事業主体となり、これまで放流場所や放流方法などを協議し、毎年稚魚40万尾の放流を行ってきたところであります。

近年は、後志南部海域における群来の発生や漁獲量が増加傾向にあり、これまでの取り組みの成果によるものと考えているところであります。

町としましては、今後におきましても、引き続き、当協議会の事務局として、構成員及び関係機関と協議しながら、各種取り組みが効果的かつ円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、サケ稚魚放流事業についてですが、現在の石狩から檜山までの日本海沿岸における一連のサケ増殖事業については、当該地域の秋さけ定置網漁業者および沿海の市町村を正会員とした、一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会が実施しており、本町で行われているサケ増殖事業についても、日本海さけ・ます増殖事業協会より岩内郡漁業協同組合が作業委託を受け実施しているものであります。

そのため、毎年放流する稚魚の数量については、その年に各地域で確保できた卵の全体数量により、各地域へ配付される数量が決定されております。

2項めは、深層水を活用した大和地区の水中荷捌施設の現状と今後の取り組み状況についてであります。

大和埠頭にある水中養魚施設については、平成16年に漁業者の経営安定に資するよう、海洋深層水を使用して安定的な出荷調整機能を維持し、水産物の付加価値向上を図るため整備された施設であり、これまで、タコやウニなどの蓄養に利用されてきておりましたが、施設の老朽化や立地的要因などから、砂の流入や波浪の影響による施設の破損が頻繁に起こるなど、施設の維持継続が難しいと判断し、令和5年度をもって、施設の使用を中止しているところであります。

現在は、岩内郡漁業協同組合が令和6年度に、既存の市場内にある海水を利用した蓄養設備を、深層水を利用した蓄養設備へ改修し、代替施設として利用していると伺っております。

3項めは、育てる漁業の取り組みとして、鉄鋼スラグを活用した藻場再生、海の森づくりを本町でも取り組むべきと思われるが見解は。についてであります。増毛町など全国各地で取り組まれている鉄鋼スラグを用いた藻場造成につきましては、民間事業者が開発した製品で、磯焼けで藻場が失われた海域に、鉄分を人工的に生成する鉄鋼スラグ製品を埋設し、藻場の再生を図るというものであり、今後、導入地域において具体的な効果検証がなされるものと考えております。

本町におきましては、これまで岩内郡漁業協同組合および後志地区水産技術普及指導所と連携し、平成30年度から令和6年度まで、敷島内地区の一部前浜において、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、浅海漁業者やダイバーによる食害生物であるキタムラサキウニの除去及び移植作業を行い、その後コンブの母藻を設置するなど、本町の前浜により効果的なものとなるよう、事業内容の改善を図りながら、藻場造成事業を実施してきたところであります。

いずれにしましても、磯焼け対策については、各地域の海水温や栄養塩類の状況、食害生物の生息状況などにより、様々な効果的な手法で、継続的・複合的に取り組んで行かなければならないものと考えており、町としましては、今後においても、各地域で行われている取り組みの費用対効果を含めた成果などを情報収集し、本町の前浜において、より効果的な磯焼け対策が図られるよう、岩内郡漁業協同組合などの関係機関と協議してまいります。

3 町有地の管理について

町有地は、近年公営住宅の除却工事が進む中で、行政財産として管理されていたものが、普通財産に移行されたことにより、管理面積が増加する傾向にあります。特に、市街地となっている部分は除却により、更地となってから年数が経過したことにより、雑草・雑木の草丈も高くなり環境衛生上、更には、防犯上の問題などが起こる可能性が増しております。また、昨年松前町では、火を使用しての除草作業中に燃え広がり、軽傷を負った事件も発生し、雑草の刈取り問題も発生していることから、適切な管理が必要と思われますので、町の取り組みについてお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

町の計画的な公営住宅の除却により、更地となっている公営住宅跡地は、年々面積が増加し、現在、普通財産として管理している面積は約4万㎡、行政財産として3つの部署でそれぞれ管理している面積は約2万7,000㎡の、合わせて約6万7,000㎡となっており、他の普通財産と合わせたこれら全ての土地を常に完全な状態で管理することは、人員的にも時間的にも現実として難しい実情があるものと認識しております。

しかしながら、良好な生活環境と安全の確保は町の責務であり、様々な対策を講じながら取り組みを継続することが重要であることから、これまで町では、職員に刈払機取扱作業者講習を受講させ、草刈業務に従事できる職員を常時約40名確保するなど、全庁横断的な作業体制を可能とするための対策を講じてきたところであり、また、毎年6月から9月にかけては、定期的に雑草の生育状況の確認を行うなど、地域住民の安全上から通学路沿いの土地などを優先するほか、景観に配慮し町内行事の時期に合わせて作業を行ってきたところであります。

今後においても、公衆衛生上の問題や町民の方々の生活環境、また、防犯上での影響等が生じないように、近隣住民の方々へも十分配慮しながら、可能な範囲で団地跡地を含めた町有地の適切な維持管理に努めてまいります。